

静養ホーム「たまゆら」の火災を考える

また、嫌な火災が起こってしまった。10人のお年寄りが亡くなった群馬県渋川市の老人ホームの火災のことだ。社会の高齢化が急速に進む中で、介護保険制度の創設もあり、かつては家族に支えられていた老後の生活が多様化しつつある。その一端を担う施設での火災であるだけに、複雑な思いにかられる人も多いだろう。単に「杜撰な防火体制」というだけでは済まない何かが透けて見えて来るからだ。

今回は、この「たまゆら」の火災について考えてみたい。

[静養ホーム「たまゆら」の火災]

火災は3月19日の夜10時過ぎに、木造平屋建て3棟からなる施設の1棟から発生した。火災に気づいた宿直職員（1人しかいなかった）が、駆けつけた近隣住民や近所の特別養護老人ホームの職員などとともに避難誘導を行ったが、火の回りが早く、入所者16人のうち10人が亡くなってしまった。出火元と見られる別館と本館は全焼、もう一つの別館も半焼した。

報道によると、この施設は、実態上有料老人ホームのようなものだったが届け出はなされておらず、建築確認なしで増改築を繰り返していた疑いもある。グループホームなどのように福祉行政の中でそれなりに位置づけられ、助成と規制のネットワークの中にある施設ではなく、いわばアウトサイダー的な施設のようだ。このため、行政の把握対象から漏れており、各種の法律に違反しているかどうかの見極めも難しいようで、今のところ関係部局の歯切れも悪い。

各棟が木造平屋建てで面積も100m²～200m²程度と小さいため、様々な防火規制の対象からもはずれている。そのため、「防火対策はほとんど為されていなかった」というのが実態のようだ。

[防火規制の根本原則を脅かす火災]

この火災は、「棟単位」と「規模」という防火規制の根本原則を脅かす火災だ。

建築基準法も消防法も、防火避難規制の対象は原則として（例外もあるが）棟単位であり、敷地単位ではない。これは、「火災危険は棟単位で完結し、延焼して別の建物が燃え始めると、その棟を単位としてまた新たな火災危険が発生する」という考え方立っているためだ。当然、「火災となった棟の内部の方が隣接する別の棟より火災危険が大きい」というのが前提だ。

そして、「一つの「棟」としては、規模が大きいほど潜在的な火災危険は大きくなる」と

いうもう一つの原則がある。「規模が小さければ、火災の発生を知ることも避難をすることも、大きい施設より容易なはず」との考え方方に立ってのことだ。

この火災では、どうもそうではなかったようだ。建築確認を受けず、違法な増築が繰り返された結果、棟と棟の間が極端に近接し、外壁や軒裏も容易に延焼する材質だったため、建物内部の延焼と同様のスピードで隣接棟にも延焼してしまったらしい。このため、隣接する本館や別館は、火元となった棟の内部と同じような火災危険を持ち、「入所者が助かったかどうかは、別棟かどうかでなく火元からの距離によって決まってしまった」と言ってもよさそうだ。

この施設に限っては、3棟を1棟とみなしてもよいような実態があったということだろう。3棟の延べ面積を合算すれば 400 m^2 近くなるので、それが1棟だとすれば自動火災報知設備の設置が必要だったはずだし、(避難困難者の数にもよるが)4月1日から施行になる簡易型スプリンクラー設備の設置も必要になるはずだ。

それでは、同じ敷地内で、外壁が燃えやすい木造建築物を近接して複数建築することは、法律上可能だろうか?建築基準法を良く読むと、これが可能だから厄介だ。同一敷地内に建つ隣棟との間の「延焼のおそれのある部分」にある外壁や開口部に対する延焼防止規制は、延べ面積の合計が 500 m^2 以内の建築物は1棟とみなされて対象外になるからだ。このため、同一敷地内にある複数の建築物の合計延べ面積が 500 m^2 以内であれば、他の規定に引っかかる限り、どんなに近接して建てても外壁や開口部は延焼しやすい構造や材料でもよいことになる。

このような建築物群は、防火避難に関する危険性は1棟とみなしてもよいものなのに、規制が棟ごとであるため、全体としての火災危険に見合った防火対策がなされない。

この施設が建築確認をとて増改築されていれば、建物内部の防火避難対策がもう少しましたたはずなので、ただちに法令改正を行わなければならないかどうかは微妙だが、「延焼のおそれから見た「棟単位」と「内部の防火避難危険から見た「棟単位」との間の食い違いについて、この際よく整理してみる必要が出てきた、ということだと思う。

[墨田区斡旋の憂鬱]

ところで、防火対策など様々な面で問題があったこの施設に、東京都墨田区が何人の老人を斡旋していた、という事実がわかり、話がさらに憂鬱になった。この施設が行き場のない老人を生活保護費の範囲内で受け入れてくれるため、そのような人たちの受け入れ先に困った墨田区が都県境を越えて斡旋し、生活保護費なども支払っていたのだという。墨田区の担当者たちを「安易な姥捨てではないか」と非難するのはたやすいが、「区内で施設を造って受け入れる」という正道が簡単ではないと分かるだけに、言葉に詰まるところもある。「生活保護の人たちの老後の生活を、税金や介護保険を使ってどの程度まで面倒見るべきか」という命題に対して自分なりの答を持たない限り、墨田区の職員の行為を非難することも是認することもできないからだ。

さらに「同じようなことが他の区市町村と他の施設との間でも行われている」という報道を見るにつけ、日本の福祉行政や自身の福祉に対する考え方の恥部を見たような気がして、暗澹たる気持ちにさせられる。

今回の火災で提示された課題は、防火理論上は、「同一敷地内の複数の建築物の「延焼のおそれのある部分」にある外壁や軒裏や開口部に必要な延焼防止措置がなされていない場合には、それらの建築物を一棟とみなして防火避難対策を講すべき」とすればクリアできると思う。

だが、それにより一定の改修費が必要になると、結局入居費用に跳ね返り、生活保護を受けている独居老人に介護が必要になった場合の受け入れ先がなくなる、という問題が生じてくる。それを防ぐには、改修費を誰がどう負担するか、という問い合わせなければならない。今回の火災は、それらの問題と火災対策との兼ね合いについて、国民的な合意が必要だということを、改めて提起しているのだと思う。